



外国人技能実習生・特定技能者 受入制度のご案内



IIS 協同組合



International Information Service

〔会社案内 CORPORATE PROFILE〕

IIS協同組合のご紹介

IIS協同組合では外国人技能実習並びに特定技能による外国人材の受入れを通じ、アジアの若者の技術の向上と人間形成に貢献しています。

また組合員の皆様には、相互扶助の精神のもと、健全な発展に寄与する事業を行ってまいりたいと存じます。どうか今後ともIIS協同組合をご支援ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。



IIS協同組合経営理念 —三拍子揃った運営—

1.実習生

- 入学時に厳選
- しっかりした面接体制

2.教育

- IISの自社による教育体制
- 送出し機関による教育体制
- 両者の連携

3.受入・監理・監査

- 管理体制の構築
- 実習実施者との連携

外国人技能実習制度とは

外国人技能実習制度は、日本の企業において発展途上国の若者を技能実習生として受入れ、実際の実務を通じて実践的な技術や技能・知識を学び、帰国後母国の経済発展に役立ててもらうことを目的とした公的制度です。

一般的に受入れ可能職種に該当する企業様は、弊組合のような監理団体を通じて技能実習生を受入れることができます。入国した技能実習生は、実習実施者(受入れ企業様)と雇用関係を結び、実践的な能力を高めるために技能実習に入ります。

監理団体の役割

「実習生の受入れ準備から帰国までの、全ての工程をサポートすること」

- 1.技能実習計画作成に対する作成指導
- 2.入国前講習・入国後講習の実施
- 3.監理団体による実習監査、訪問指導
- 4.通訳スタッフによる母国語相談

■ 技能実習生受入れのメリット

1.海外のパートナーに

帰国した実習生との繋がりで、現地での人脈作りや情報収集が可能になります。

2.業務工程の見直し

実習生への指導の過程で業務工程の見直しや改善が図られ、生産の合理化が進んだという事例もあります。

3.社内の活性化

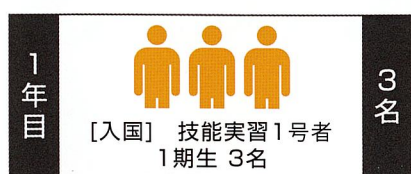
実習生は限られた時間で技能を習得するため必死に努力しています。そんな技能実習生に日本人従業員も感化され、社内の活性化に繋がります。

4.経営の国際化

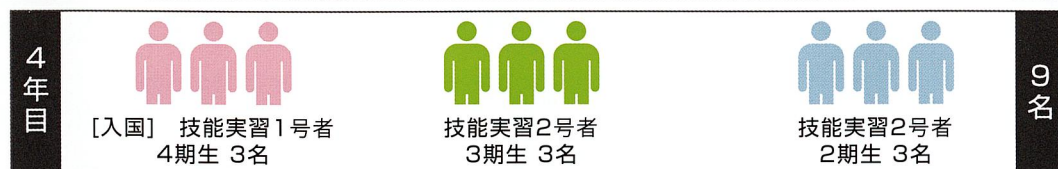
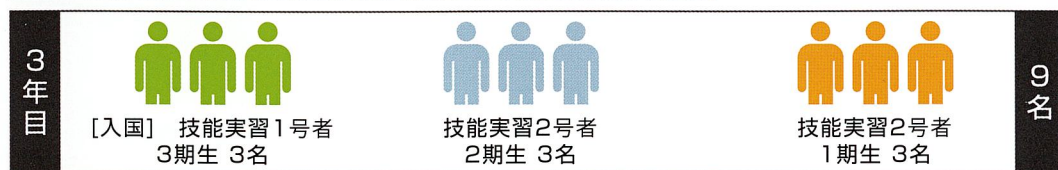
実習生との交流によって異文化に対する理解が深まり、外国企業との違いに順応しやすくなります。

■ 受入れ基本人数枠

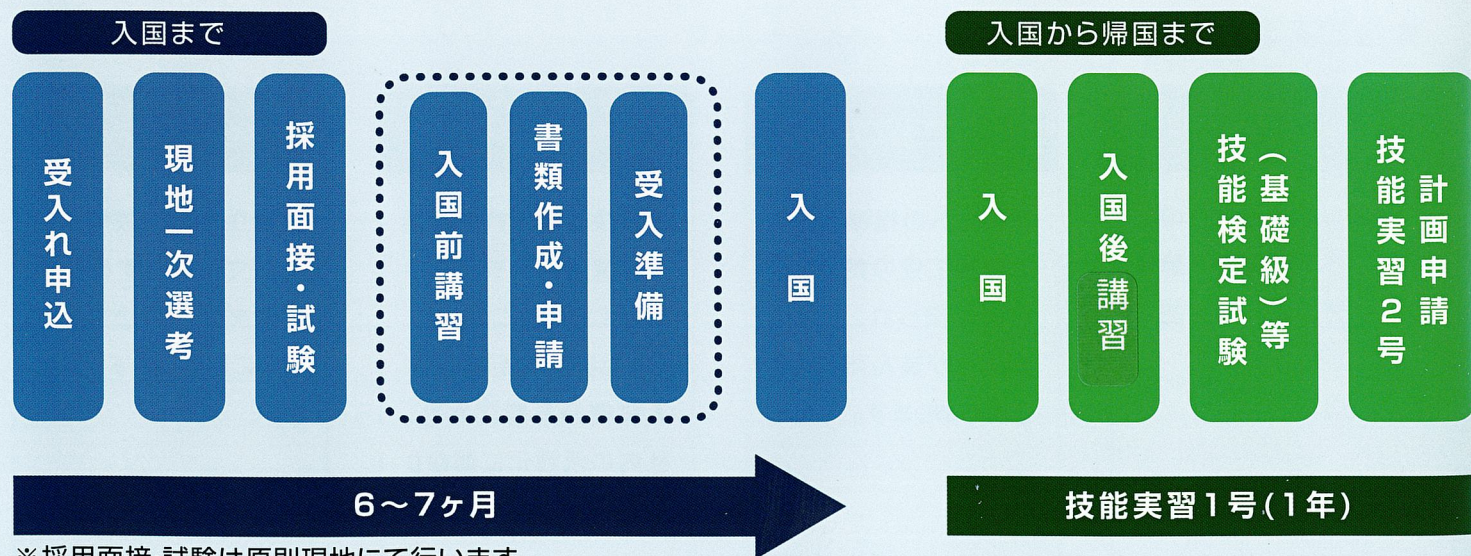
実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数	優良基準適合の場合
301人以上	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1
201人～300人	15人	30人
101人～200人	10人	20人
51人～100人	6人	12人
41人～50人	5人	10人
31人～40人	4人	8人
30人以下	3人	6人



(例)常勤社員30人以下の場合は
1年で3人、3年間で9人まで
受入れ可能です。



【受入れ申込から帰国までのフローについて】



■ IIS協同組合の
サポート体制

順番	項目	サポート
1	面接・採用活動	○
2	母国での教育(入国前)	○
3	ビザ申請	○
4	来日時の送迎	○
5	配属前の日本語教育・特別教育	○
6	入寮同行(入寮時の買物の同行)	○
7	生活指導・食事指導	○
8	通訳	○
9	個別相談対応	○
10	病気時の対応・病院への同行	受入企業様と協調
11	技能実習計画の作成支援	○
12	企業様への訪問指導	○
13	監査実施及び行政報告	○
14	各種試験の受験サポート	○
15	帰国時のサポート並びに一時帰国中の連絡・対応	○

■ 実習実施者(受入企業)にて
ご対応いただく項目

順番	項目
1	実習生の寮の手配
2	配属後の日本語教育・技術指導
3	職場までの送迎
4	休日対応(レク・地域活動等)



面接



面接・採用決定



講習

※技能実習3号または特定技能1号へ資格変更する場合

技能実習2号へ
資格変更

在留期間更新申請

技能検定試験
(随時3級)等

資格変更申請

実習終了

※技能実習3号又は特定技能1号の
いずれかに資格変更し、実習/労働
の継続も可能です
(いずれか選択可能)



帰
国

技能実習2号(2年)

技能実習3号(2年)※優良認定必須

特定技能1号(最長5年)

特定技能1号とは

特定技能1号制度は、不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。家族の帯同は認められていません。また、在留期間を「通算で5年」を上限とされています。受入れ可能分野は定められています。



■ 特定技能者受入れのメリット・デメリット

1. 人手不足の解消

若年層の労働力が確保できるため、高齢化が進む業種にとっては大きな戦力になります。

2. 即戦力となる労働力を得られる

特定技能を習得するためには特定技能評価試験と日本語評価試験に合格しなければならないため、一定の知識や技能を持った状態で受入れることができます。又、技能実習2号を良好に修了すれば特定技能評価試験と日本語評価試験を受けなくても特定技能に移行することができるため、日本で長く就労することができます。

3. 作業内容の法的制約が少ない

技能実習は国際協力が目的なので単純労働を禁止していますが、特定技能は人材不足解消が目的なので、単純労働の制約も緩和されています。

4. 転職のリスク

技能実習と違い、特定技能では本人の意思で転職が可能のため(同業界内)、雇う側としては、特定技能者がより良い待遇をもとめて転職してしまうリスクがあります。

■ 技能実習と特定技能(比較)

	技能実習	特定技能
在留資格	技能実習1号・2号・3号	特定技能1号・2号
雇用人数制限	有り ※優良認定の場合は増員が可能	無し
職務が可能な分野	2号移行対象職種 (実習計画の範囲内に制限あり)	特定産業分野ごとに定め有り
在留期間	・1～3年(1号・2号) ・4～5年(3号) 最長5年	・1号:通算5年まで ・2号:上限なし
実習開始までの準備期間	6～7ヶ月	6ヶ月 ※日本国内で在留資格変更のみの場合は3ヶ月
申請に必要な書類数	約100枚	約70枚
日本語レベル	N3～N5 (職場での指示命令を理解できる)	N2～N4 (日常会話や簡単な漢字が理解可能)
家族の帯同	不可	・1号:不可 ・2号:要件を満たせば可(配偶者、子)
企業支援機関等	監理団体	登録支援機関
外国人材とのマッチング	監理団体と現地送出し機関を通じて採用	国内外の斡旋期間等を通じて採用、又は企業が直接海外で採用活動
転籍・転職	原則不可	同一の業務区分内等において転職可能

■ 団体概要

組合名	IIS協同組合
所在地	広島市佐伯区五日市7丁目13番34号
代表理事	畑下 義雄
設 立	平成 2年 7月
許可省庁	中国経済産業局
	中国地方整備局
	中国運輸局
	広島県商工労働局
職業紹介事業の許可	34-特-000051
外国人技能実習監理団体許可	許1709000074
特定技能登録支援機関登録	19登-000527

■ 沿革

平成 2年 7月	情報関連企業の情報交換、 共同購入のための組合を設立
平成20年 4月	技能実習生の受入、監理業務開始
平成29年11月	外国人技能実習監理団体・ 特定監理事業許可
平成30年 6月	外国人技能実習監理団体・ 一般監理事業許可
令和 元年 6月	特定技能登録支援機関登録
令和 2年 9月	介護職種の許可

■ 技能実習生受入れ業種

- 食品製造関係
- ビルクリーニング
- 機械・金属関係
- 介護
- その他

■ 主な受入れ国

- ベトナム
- フィリピン
- ミャンマー



■ アクセス

- 山陽自動車道 五日市ICより車で約15分
- JR五日市駅より 車で約5分



〒731-5127 広島市佐伯区五日市7丁目13番34号 大角ビル201号
 TEL : 082-275-6211 FAX : 082-275-6212
 E-mail : iiscoop@sirius.ocn.ne.jp URL : <http://iiscoop.jp/>